平成２３年（フ）第８５号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割290番地　シャーメゾン矢巾Ｂ102号
債務者　武田　美保
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９５号
盛岡市中ノ橋通２丁目10番29号
債務者　一柳　智子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９９号
盛岡市前九年３丁目19番61号　鈴木アパート102号
債務者　鈴木　文子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７６７号
新潟市中央区東堀前通８番町1372番地　葵マンション301号、前住所新潟市中央区本馬越２丁目26番15号　アドバンス21―103号
債務者　太田　健史
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
新潟県柏崎市長峰町19番51号
債務者　丸田　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
新潟県長岡市中沢３丁目551番地６
債務者　佐藤　友則
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
新潟県長岡市新組町2132番地28
債務者　山本　玲子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
新潟県長岡市中島４丁目13番20号
債務者　樋口　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
三重県鳥羽市池上町26番31号
債務者　大仲　美郷
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
京都府南丹市園部町新町118番地25　グリーンハイツ共栄103号
債務者　佐久間秀雄
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
岡山県倉敷市玉島柏島1432番地２
債務者　小野　征一
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
岡山県倉敷市北畝１丁目15番20―７号
債務者　守屋　美保（旧姓久志）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１４２１号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石917番地50
債務者　井手　速水
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４２２号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石917番地50
債務者　井手　礼子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４２３号
福岡県筑紫野市大字筑紫1122番地１
債務者　谷　　安幸
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３号
北海道芦別市上芦別町215番地の50
債務者　鈴木　一也
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
北海道空知郡奈井江町字奈井江町210番地22
債務者　山崎ゆかり（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
北海道滝川市本町５丁目４番11号
債務者　飯塚　　強
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係